

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県
	高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県契約規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○高知県議会定例会の招集 (政策企画課)	1
○救急業務の協力申出の撤回 (医療政策課)	1
公 告	
○林業種苗生産事業者講習会の実施 (木材増産推進課)	1
○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課)	1

規 則

高知県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第4号

高知県契約規則の一部を改正する規則

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「検査しました」を「検査しましたので、提出します」に改める。

附 則

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

告 示

高知県告示第83号

高知県議会定例会を、平成29年2月21日に高知県議会議事堂に招集する。

平成29年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第84号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により救急業務に関する協力の申出をしていた医療機関から、次のとおり当該申出を撤回する旨の申出があった。

平成29年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 所 在 地 撤回年月日
いの病院 吾川郡いの町3864番地1 平29・1・31

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させるため、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

平成29年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 開催の日時及び場所

日時	場所
平成29年3月17日（金） 午前9時30分から午後4時30分 まで	香美市土佐山田町大平80 高知県立森林技術センター 事務室

2 受講対象者

林業生産に利用される樹木の繁殖のために用いられるすぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ等の樹種について、他人に配布する目的をもって種子又は穂木から苗木を養成する事業を営もうとする者

3 林業種苗生産事業者講習会の内容

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講手数料

14,000円（種苗生産事業者講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）に高知県収入証紙を貼り付けて納付すること。）

5 受講申込書の提出場所及び提出期限

受講を希望する者は、受講申込書を平成29年2月24日（金）までに住所地を管轄する林業事務所（中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の管轄区域にあつては、中央東林業事務所嶺北林業振興事務所）に提出すること。

6 受講申込書の配布場所

高知県林業振興・環境部木材増産推進課、各林業事務所及び中央東林業事務所嶺北林業振興事務所並びに高知県種苗緑化協同組合

7 問い合わせ先

高知県林業振興・環境部木材増産推進課（電話番号088-821-4602）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南国市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成29年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 都市計画の種類

高知広域都市計画下水道（南国市公共下水道）

2 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び南国市役所